

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)			担当局	担当
令和7年12月4日	令和7年12月18日	【請求の趣旨】 2025年11月19日付で行った公開請求に対し、西区役所より令和7年12月3日付で公開決定（大西総第99号）がなされましたが、当該決定において特定された文書は、請求の趣旨に照らして不十分または誤っていると考えられます。ついては、改めて下記のとおり文書を特定のうえ、公開を求めます。 【請求の背景】 当該公開請求では、以下の文書の公開を求めました： 「このメールが公文書である以上、審査請求の取下げに関する内容は行政手続法上の行政指導であると解釈することができますが、西区役所がこのような内容を行政指導として行うことができる権限を有するというのが確認できる文書」 これに対し、公開決定では「大阪市西区役所事務分掌規則」が対象文書として特定され、備考欄には「大阪市行政手続条例第2条第7号において行政指導の範囲を『任務又は所掌事務の範囲内』と定めており、当該所掌事務については大阪市西区役所事務分掌規則第3条第4号に定められている」と記載されています。 しかしながら、第2条第7号は「行政指導」という用語の定義規定に過ぎず、行政指導の実施に関する実体的・手続的な規範を含んでいないこと 西区役所事務分掌規則第3条第4号(この第4号は総務課の項のものだと思われますので、これを前提とします)は、総務課の所掌事務を列挙するものであり、行政指導の実施権限を明示するものではないことから、当該文書の特定は請求趣旨に対して不十分であると考えます。 【備考】 仮に請求対象文書が存在しない場合は、その旨を明記のうえ、行政指導 の実施に関する権限の根拠が何であると認識しているのかについて、不存在理由に明示されたい。	不存在			号	西区	総務課 (事業調整)
令和7年12月11日	令和8年1月9日	市民局の不存在による非公開決定(令和7年12月10日付大市民第582号)の決定理由は次の通りとなっています。 アンケートの結果は、各事業の見直しや改善に繋げるために使用するが、従前から区民アンケートは、すべての区で統一的手法のもと無作為抽出した区民に対してアンケートを行った結果であり、施策を進めるうえでの参考資料として役立っているとの共通認識が、実施決議を行っている区長会議(所管は人事・財政部会)において、図られており、同会議において議論になることもなかったことから、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。 ここでの「同会議において議論になることもなかった」というのは、「共通認識が図られている」ことを前提に、「区民アンケートの結果を『各事業の見直しや改善に繋げる』ことができるというのはいかなる根拠によるものであるのか」に関する議論がなされなかったという意味です。 11月26日の公開請求には次のとおり記載しています。 ----- ここには「施策を進めるうえでの参考資料として役立っているとの共通認識が区長会議において図られており」と記載されています。「共通認識が図られている」との説明は、行政内部における合意形成または意思決定の存在を示唆するものであり、それが区長会議という合議体において形成されたものであるならば、当該「共通認識」の具体的内容や形成過程を示す文書（議事録、配布資料、決裁文書、報告書等）が存在しないはずがありません。 ----- この「共通認識」の具体的内容や形成過程を示す文書を公開してください。特に上記の不存在理由に記載されている「施策を進めるうえでの参考資料として役立っている」に関して、「役立っている」の具体的内容や、役立てることができていると判断する根拠が分かる文書を公開してください。 なお、「区政に関する区民アンケート」の目的である「全区共通的に取り組んでいくべき今日的な課題のうち、区民のニーズ・意見等を把握する必要がある項目について、今後の施策・事業の見直しや改善のため、無作為抽出した区民に対してアンケートを実施する。」は、この区長会議における「共通認識」を基礎として成立していますが、仮に請求対象文書が存在であるという場合、これまでも指摘しているとおり「解釈、運用の手引き」にある「説明責任を果たす観点」からの理由付記を求めます。 つまり、文書不存在であっても、区民アンケートの目的を上記のとおりとすることができるということをどのように説明するのかということが請求人に理解可能なように記載してください。 この点は総務局情報公開グループにも指摘していますが、一向に改まりません。 西区役所所管分	不存在			号	西区	総務課 (事業調整)